

後期高齢者医療制度 多くの問題点次々と

重度障害者に 事実上の強制加入

重度障害者の方はこれまで県と市町村の医療費助成が受けられ、窓口負担は事実上無料に近い状況でした。後期高齢者医療制度導入に伴い、65歳から74歳の重度障害者は新制度に任意加入となりました。

しかし、山形県を含む10道県が新制度に加入しないと医療費補助を打ち切るとして、「事実上強制加入だ」との声が出ています。国の制度改変で重度障害者に意に沿わぬ選択や心労を強いるのはまったく理不尽です。

75歳以上の後期高齢者医療制度について、保険料の年金からの天引き、診療内容の制限など県議会でも指摘してきた高齢者を差別するような内容に全国でも怒りが広がっています。内容が知られるにつれ、さらに多くの問題点が浮かび上がってきています。



世帯主収入で保険料の軽減が受けられない

後期高齢者医療制度の保険料は所得割と均等割がありますが、均等割には所得に応じた七割五割・二割の軽減制度があります。しかしこの軽減は加入者の収入と世帯主収入を合算して行います。本人の年

金が低くても世帯収入で軽減されないという事態が生じます。

私は、県議会で「三世代同居率が高い山形県で、年金が低くても軽減にならない方が多く出る」問題点を指摘しました。

後期高齢者の 健診は制限

これまで市町村の基本健診は40歳以上すべての住民が対象でしたが、改編され、75歳以上の健診は努力義務とされました。山形県は、県社会保障推進協議会などの要請行動もあり、無料で健診が受けられます。(20県ほどが自己負担なし)

しかし、高血圧や糖尿病で通院している方は対象外で、特定健診必須項目のみとされ内容が制限されてしまいました。

こんにちは

渡辺ゆり子

2008年5月18日
第32号
発行
日本共産党県議会議員
渡辺ゆり子
〈連絡先〉
日本共産党県議団執務室
電話 023-630-3241
自宅 山形市青田2-10-5
電話 023-642-2365

5月の県議会

今月は議会は閉会中ですが、各常任委員会の県内視察やそれぞれの議員の調査活動などが行われます。6月の定例議会に向けての準備といったところで、皆さんのご意見や声も大いにお寄せください。

党県議団は、後期高齢者医療制度の中止・撤回・見直しの運動を議会内外でさらに広げていきます。

街頭での訴えにひ孫さんを連れながらずっと聞いていた80代のご夫婦、家族みんなで記入した署名用紙を届けてくれた方、やり場のない怒りをぶつけ激励の電話を寄せてくださった人、医療関係者の批判の声、自治体担当者にもとまどいがあります。良くないものはやめさせるしありません。ともに声を上げましょう。

五月二日 メーデーに参加



働くものの 権利を守れ

五月晴れの下で気持ちよいメーデーとなり、佐藤まさゆき衆院予定候補、山形市議団とともに参加者に連帯の干ルを送りました。その後、市内をアチチ進み、霞城公園内で他の参加者と親しく交流しました。

ゆり子の視点

憲法記念日に思う

三日の憲法記念日、日本共産党として毎年行っている街頭宣伝に参加しました。今年は、従来と違った特徴を二つ感じています。第一は、あれほど声が大きかった「憲法改正論議」が急にトーンダウンし、世論調査では「憲法改正」反対が過半数を超え逆転しています。

第二は、貧困と格差の広がりに平和条項の9条だけでなく生存権を規定した25条への注目度が高まってきたことです。

二つの背景には、9条の会の活動や社会保障充実を求める草の根運動の広がりがあって、否定できないと思います。平和や暮らしを脅かすものに対する怒りが噴出し、多数者になる変化を今、現実のものとして目にしているのです。そして、変化を作り出したのは、主権者である国民にほかなりません。国民主権をつたった憲法はまさに今そしてこれからが可です。